

事務連絡

令和7年11月13日

各都道府県住宅・建築主務部局長 殿

各指定都市住宅・建築主務部局長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

（公印省略）

令和8年度からの中規模非住宅建築物の省エネ基準の引き上げについて（周知）

平素より建築行政の推進にご協力をいただき誠にありがとうございます。

「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令の公布について（令和6年10月16日 事務連絡）」において、中規模非住宅建築物の省エネ基準を引き上げるため、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和6年経済産業省・国土交通省令第2号）が令和6年10月16日に公布され、令和8年4月1日に施行される旨、通知をしているところです。

こうした内容は、これまで国土交通省ホームページ等を通じて幅広くご案内してきたところですが、その施行時期が近づいたため、非住宅建築物所有者・管理者及び建築建設関係団体への案内に合わせ、改めて下記のとおり通知します。

貴職においては、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下、「省エネ適判」という。）の申請者等とのやりとりに際し、別添資料を活用しつつ、下記の内容を周知頂きますようお願いいたします。

また、貴都道府県・指定都市建築営繕主務部局長に加え、貴管内の所管行政庁及び各地方公共団体建築営繕主務部局長に対してもこの旨周知方お願いします。

なお、各登録建築物エネルギー消費性能判定機関の長に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

新築又は増築・改築を行う部分の床面積が300㎡以上2,000㎡未満となる非住宅建築物の省エネ基準について、改正前においては、省エネ基準における設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超えないことを求めています。

改正後において、BEI（設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除した値。）が、用途に応じた数値（工場等：0.75（基準から25%削減）、事務所等、ホテル等、百貨店等及び学校等：0.8（同20%削減）、病院等、飲食店等及び集会場等：0.85（同15%削減））を超えないこととしており、改正前に比べて基準の水準が引き上げられます。

改正省令の施行日（令和8年4月1日）以降に、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して省エネ適判を申請する建築物について、引上げ後の基準への適合が必要となりますので、貴職におかれましては、所要の性能を有した非住宅建築物の設計・建築に向けて適切に対応されるようお願いいたします。